

文言修正等に伴う 保険約款改定のご案内

2025年6月1日より保険約款を改定します。

約款で規定している損害の範囲の記述の一部を運用に即した文言に修正するため、普通保険約款および特約条項を変更します。規定の趣旨を変更するものではありません。

1. 改定内容

- 下記の普通保険約款および特約条項の(損害の範囲)の一部について、文言変更します。
改定前)当社が事前に必要かつ妥当と認めた費用に限り
改定後)当社が事前に必要かつ妥当と認めた場合に限り

対応する商品

JIO わが家の保険 住宅瑕疵担保責任保険【新築住宅かし保険(1号)】

JIO わが家の保険 一般瑕疵担保責任保険【新築住宅かし保険(2号)】

JIO リフォームかし保険

JIO 大規模修繕かし保険

JIO 既存住宅かし保険 / JIO中古マンション戸単位売買かし保険

JIO 既存住宅かし保証保険 / JIO中古マンション戸単位売買かし保証保険

JIO 延長かし保証保険

- JIO既存住宅かし保証保険/JIO中古マンション戸単位売買かし保証保険(個人間用・検査事業者コース)特約条項の(損害の範囲)の一部については文言変更だけでなく合わせて順序も変更し書きぶりを揃えます。
改定前)事前に当社が必要かつ妥当と認めた費用に限り
改訂後)当社が事前に必要かつ妥当と認めた場合に限り

2. 変更日

- 2025年6月1日

※ なお、本改定は軽微なものであり、保険契約者様への不利益変更には当たらないことから、それ以前に交付済みの約款にも遡及して適用いたします。

3. お問い合わせ先

ご不明な点・ご質問等ございましたら、担当のJIO支店・営業所までお問い合わせください。